

武雄市国土利用計画【概要版】

基本理念

市土は、現在及び将来における市民のための限られた資源であるとともに、市民の生活及び生産等諸活動の共通の基盤であります。このため、市土の利用は、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と均衡ある発展を図ることを基本理念として、総合的かつ計画的に進めます。

市土利用の基本方針

市土の利用にあたっては、次の3つを基本方針とし、持続可能で豊かな市土を形成する市土利用を目指します。

■ 地域の特性を活かした市土利用

本市のもつ、広域的な高速交通基盤と温泉地を十分活かして地域の活性化を図り、低・未利用地や空き家の有効活用等により効率的な市土利用を図ります。

優良農地の確保と良好な管理体制の確立、農業の担い手への農地の集約化を推進し、地域の特性を活かした市土利用を促進します。

■ 自然環境と美しい景観等を保全・再生 ・ 活用する市土利用

将来にわたり保全すべき自然環境や魅力ある都市空間など、地域の個性ある美しい景観の保全・再生・活用を市民の福利や地域づくりに資する形で推進します。

里地里山等の良好な管理、地域における再生可能な資源の利活用とエネルギーの確保を図り、持続可能で魅力ある市土利用を促進します。

■ 安全で安心できる市土の構築

適切な防災・減災対策、災害リスクの把握及び周知を図り、本市の高い地域コミュニティ力による質の高い防災体制を推進します。

交通、エネルギー、ライフライン等の多重性や代替性を確保するとともに、遊水地の確保、農地の保全管理等により、災害に強くしなやかな市土を構築します。

地域類型別の市土利用の基本方向

« 都市地域 »

- 九州新幹線西九州ルートの暫定開業に向けた整備が着々と進められている。これにあわせ、「西九州のハブ都市」を目指し、武雄温泉駅南口広場の整備を進めます。
- 都市計画道路の整備をおこない、ゆとりと落ち着きを感じる魅力ある市街地を形成します。
- 「温泉地」のイメージを活かし、来訪者にとって歴史や文化が感じられる都市景観の整備や生活環境の整備をおこない、自然と調和した機能的でかつ安全・快適な居住環境を形成します。
- 交通体系の見直しや排水対策を進めるとともに、住居系・商業系・工業系等の機能をバランスよく配置することにより、市街地の安全性を高めます。

« 農村・山間地域 »

- 地域の特性を活かした産地形成の促進など収益性の高い農業を展開し、雇用促進や就業機会の確保及び所得向上を図り、健全な地域社会の構築に努めます。
- 農業就業者の高齢化及び後継者不足から増えつつある耕作放棄地は、市土保全・農村環境に影響を及ぼす重大な要因であるため、農業の担い手への農地の集約化、農地の良好な管理保全を進めることによって、持続可能な市土の形成に努めます。
- 市民の自然とのふれあい指向が高まるなかで、農業体験交流や新規就農者などを受け入れるための条件整備を推進します。
- 資源の循環利用や適切な整備などの計画的な森林施業により、水源涵養や災害防止など森林が持つ公益的機能が十分発揮されるよう保全に努めます。
- 急激な人口減少により生活サービス機能等の維持が困難になると見込まれる中山間地域等の集落においては、日常生活に不可欠な施設や地域活動を行う場を集約し、周辺地域と公共交通などのネットワークでつないだ「小さな拠点」の形成に努めます。

« 自然維持地域 »

- 日常では体験できない「うるおい、やすらぎ」を与えてくれる黒髪山県立自然公園、八幡岳県立自然公園は、動物や植物などの宝庫であり、優れた自然の風景地であります。野生動植物の生息・生育空間の適切な配置や連続性を確保し、気候変動への順応性の高い生態系の確保を図りつつ、自然環境の保全・再生・活用に努めます。
- 自然環境を保全、維持すべき地域を適正に管理し、自然の特性を踏まえた自然とのふれあいの場としての利用を図るなど、都市や農山村との適切な関係の構築を図ります。

利用区分別の市土利用の基本方向

農用地	<ul style="list-style-type: none"> ■次第に都市化しつつある市街地周辺については、住宅開発などとの調整を図り、効率的な土地利用を進めます。 ■農用地の効率的利用のために、農道や水路などの農業生産基盤の整備や優良農地の確保に努め、農業の有する多面的機能を持続的に発揮させるために、農業の担い手への農地の集約化を進めます。 	
森林	<ul style="list-style-type: none"> ■林業経営の生産性向上を図るため基盤整備を促進し、森林の持つ公益的機能が十分図られるように保安林の指定、維持管理に努めます。 ■原生的な森林や希少な野生生物が生息・生育する森林等、自然環境の保全を図るべき森林については、その適切な維持管理を推進します。 	
水面・河川・水路	水面	<ul style="list-style-type: none"> ■水源の水質管理のため、取水源上流の生活排水や家畜排水の適正な処理、緑化の推進、水源涵養林の保全に努めるとともに、安定的な水供給の確保を図ります。
	河川	<ul style="list-style-type: none"> ■六角川・松浦川については、河川改修工事を促進し、河川整備や河川工事については、環境に配慮した工法や親水施設の整備を促進します。 ■六角川洪水調整池の整備を促進します。
	水路	<ul style="list-style-type: none"> ■浄化槽事業の推進により水質の保全に努めます。
道路	<ul style="list-style-type: none"> ■国道34号武雄バイパス、国道498号の整備、国道34号及び国道35号の交通危険箇所及び渋滞区域の整備を促進します。 ■市道・生活道路・農道・林道の整備を進めます。 	
宅地	住宅地	<ul style="list-style-type: none"> ■定住の受け皿としての住宅地については、既存宅地の有効利用を原則としながら、用途地域内の介在農地の有効利用及び市街地周辺への新たな住宅地としての土地利用の適正な誘導により必要な用地の確保を図ります。 ■住宅地の整備に際しては、空き家や低・未利用地を含めた既存住宅ストックの有効活用を図ります。
	工業用地	<ul style="list-style-type: none"> ■新たな雇用を創出するため東川登町に新工業団地の整備を進め、その他の工場適地用地についても有効活用を図ります。
	その他の宅地	<ul style="list-style-type: none"> ■JR武雄温泉駅を中心として、武雄温泉楼門、図書館・歴史資料館、白岩運動公園、武雄競輪場をつなぐ回遊性を高めるための整備を進め、都市計画道路の整備により南北市街地の導線を確保し、市街地の一体化を実現します。 ■武雄温泉保養村については、市民・来訪者にとって憩いの場、保養の場であるとともに、体験や学習の場として保養村活用を進めます。
その他	公用・公共用施設	<ul style="list-style-type: none"> ■施設の整備については、耐災性の確保と災害時における施設の活用に配慮するとともに、施設の拡散を防ぐ観点から空き家・空き店舗の再生利用に配慮します。また、スポーツ関連施設については、公共施設等総合管理計画と連動して、施設の充実に努めます。
	観光・レクリエーション等施設	<ul style="list-style-type: none"> ■点在する観光資源のネットワーク化や地域資源を活用した観光開発を進めます。 ■矢筈ダム、本部ダム、庭木ダム、狩立・日ノ峯ダム、焼米溜池周辺は憩いの空間として、市民の身近な憩い・レクリエーションの場として維持、管理に努めます。

地域別の市土利用の基本方針

	<ul style="list-style-type: none">■大規模農用地の生産性の向上を図るため、生産基盤の整備、土地利用型作物の振興を進めます。■市街地の周辺にある御船山、桜山、柏岳などその景観の保全に努めるとともに、市民が自然を体験できる里山の活用を進めます。■武雄温泉保養村については、市民・来訪者にとって憩いの場、保養の場であるとともに、体験や学習ができる活用を進めます。■住宅用地の供給として、用途地域内の介在農地の有効利用や、用途地域周辺での住宅地開発を促進するとともに、用途地域の指定を見直し、開発と保全に努めます。さらに、低・未利用地や空き家の有効利用等により、地域の活性化と土地利用の効率化を図ります。■九州新幹線西九州ルートの暫定開業に伴う駅南口の整備など都市基盤の整備を推進し、魅力的な市街地の形成に努めます。■富岡地区区画整理事業区域の東部に位置する武雄東部地区は、住宅開発などと調整を図り、時代の要請に応じた産業誘致を進めるための立地基盤の整備を推進し、雇用の場の確保に努めます。また、制限湛水位 T. P+4. 5mを下回る区域の整備を行う場合は、適正な内水対策の指導・誘導を図ります。■市街地の形成にあたっては、JR武雄温泉駅を中心として、武雄温泉楼門、図書館・歴史資料館、白岩運動公園、武雄競輪場をつなぐ回遊性を高めるための整備を進めます。■東西の連携軸である国道34号・35号の整備を促進するとともに、中心市街地における都市計画道路の整備を進め、南北市街地の導線を確保することにより北部市街地の再生を図ります。■おつぼ山神籠石については、文化財の価値が高く保存を図るとともに、市民の憩いの場及び子ども達の学習の場とするため、史跡としてその価値を高めるための整備に努めます。■白岩運動公園はスポーツレクリエーション施設の拠点として、さらなる整備を促進します。
中央平坦地域 【武雄町】 【朝日町】 【橋町】	<ul style="list-style-type: none">■健全な農業生産活動、市土の保全、保水力の向上、良好な景観の形成など多面的な機能が十分発揮されるよう農地の保全に努めます。■農用地を交流や学習の場として活用し、土や農業とのかかわりを持つる交流社会を創出するための条件整備を進めます。■八幡岳自然公園・眉山キャンプ場・川古の大楠公園・竹古場キルンの森公園など地域資源や棚田を生かした自然農業体験の推進など活用を進めます。■本部ダム上流はダム水源として、森林の水源涵養機能が十分発揮できるよう引き続き維持管理に努めます。■若木町、武内町を流れる一級河川松浦川を改修し、災害から生産基盤や地域住民の生命、財産を守り、安全な農村環境の整備に努めます。■農道・林道の生産基盤の整備を促進し、農林業の生産性の向上を図ります。■都市等からの移住や「二地域居住」など人の流れの拡大を図ります。

南部地域 【東川登町】 【西川登町】	<ul style="list-style-type: none"> ■都市と農村の交流を図るため、本地域の特産であるイチゴや茶などを中心にふれあいを通した多様な交流型農業を推進します。 ■矢筈ダムや庭木ダムの水源涵養機能を高めるため森林の育成に努めます。また、ダム周辺は憩いの空間として、市民の身近な観光・レクリエーションの場として維持、管理に努めます。 ■袴野地区に工業団地を整備し、さらなる雇用の拡大に向け企業の誘致を進めます。 ■永野地区の新幹線工事に伴う残土処分場について、土地利用の有効活用に努めます。
東部地域 【北方町】	<ul style="list-style-type: none"> ■国道34号沿線については、市内の商工団体及び既存の商店などと連携を図りながら地域密着型商業施設の発展が図れるよう整備を進めます。また、交通危険箇所及び渋滞区域については安全確保ができるよう整備に努めます。 ■街並みの形成、整備に向け、国道34号武雄バイパス延伸事業の促進を図ります。 ■道路網を活かし、雇用の確保にもつながる企業誘致を促進します。 ■水田、果樹園等、地域に沿った農業を支援し、他産業との共栄を図りながら、豊かな自然環境を維持するとともに生産条件整備等に努めます。 ■市道北方中央線北側の区域については、排水対策に努めながら、住宅地としての活用を中心に街並み形成を図ります。 ■きたがた四季の丘公園、北方運動公園、大渡農村公園等について、誰もが憩いの場として利用できるよう、レクリエーション空間の健全な維持、管理に努めます。
西部地域 【山内町】	<ul style="list-style-type: none"> ■農業の高能率生産団地の育成を図るため、優良農地の確保に努め、畜産を含む各作目生産団地育成と生産性の向上を図ります。 ■一級河川松浦川の最上流部に位置し、森林は重要な水源であるため、林地の放置林化を防止し、保全、育成を図りながら水源の確保とともに均衡のある利用調整を図ります。 ■黒髪山自然公園・乳待坊公園・山内中央公園・神六山公園など豊かな地域資源を効率的に利用しながら景観を保全し、自然環境が確保された土地利用の推進を図ります。 ■国道35号は交通危険箇所の安全性確保の整備を促進するとともに、市中心部に通じる区間の改修計画を進めます。 ■国道35号沿線の三間坂地域については、商業・住宅用地としての有効活用に努めます。



利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

利用区分	2015年 (平成27年) (ha)	2030年 (令和12年) (ha)	2030年 /2015年 (%)	構成比(%)	
				2015年 (平成27年)	2030年 (令和12年)
農用地	3,351	3,208	95.73	17.15	16.42
農地	3,348	3,205	95.73	17.13	16.40
採草放牧地	3	3	100.00	0.02	0.02
森林	10,336	10,346	100.10	52.90	52.95
原野	—	—	—	—	—
水面・河川・水路	773	787	101.81	3.96	4.03
道路	1,017	1,032	101.47	5.20	5.28
宅地	1,176	1,270	107.99	6.02	6.50
住宅地	697	743	106.60	3.57	3.80
工業用地	113	131	115.93	0.58	0.67
その他の宅地	366	396	108.20	1.87	2.03
その他	2,887	2,897	100.35	14.77	14.82
合計	19,540	19,540	—	—	—

規模の目標などを達成するために必要な措置の概要

- ① 公共の福祉の優先
- ② 土地利用に関する法律等の適切な運用
- ③ 市土の保全と安全性の確保
- ④ 持続可能な市土の管理
- ⑤ 自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保
- ⑥ 土地の有効利用の促進
- ⑦ 土地利用転換の適正化
- ⑧ 市土に関する調査の推進
- ⑨ 計画の効果的な推進

土地利用構想図



<基準年度を2015年(平成27年)、
目標年度を2030年(令和12年)とする。>